

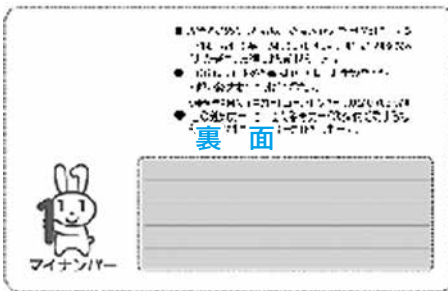


マイナンバー通知カード 送付が始まっています！

マイナンバー（個人番号）のカードは2種類あります。「通知カード」と「マイナンバー（個人番号）カード」です。今回、簡易書留で皆さんにお届けするのは「通知カード」という紙製カードで、顔写真は載りません。「通知カード」は、世帯主宛に簡易書留（転送不要）で郵送しています。

- 通知カードと一緒に送るもの**
- ◆通知カード（世帯人数分）
 - ◆個人番号カード交付申請書（世帯人数分）
 - ◆マイナンバーに関する案内用紙（世帯で1部）
 - ◆返信用封筒（世帯で1部）
 - ◆宛名台紙

ご注意ください 今回の簡易書留は、転送不要で送ります。住民票の住所と異なる場所に住んでいて郵便物の転送設定をしていますが、転送先での受取はできません。受取れなかった通知カードは郵便局で1週間ほど保管された後、小川町役場に返戻されます。通知カードが返戻された方には、普通郵便で「返戻通知書」を小川町役場から送ります。返戻通知書が届いた方には、小川町役場町民生活課で運転免許証・パスポート等による本人確認の後、通知カードを交付します。



マイナンバー（個人番号）カードの交付は平成28年1月以降です！



マイナンバー（個人番号）カードは、プラスチック製で顔写真が載ります。希望する方は、通知カードに同封の「個人番号カード交付申請書」に記入し、顔写真をご用意のうえ「返信用封筒」で申請してください。

申請した方には、平成28年1月以降に小川町から「マイナンバー（個人番号）カード交付通知書」を送ります。交付通知書が届いたら、本人確認の後、通知カードと交換で交付します。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

公的個人認証サービス利用者の方は、電子証明書の有効期間をご確認ください！

*有効期間は、公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/download/index.html> から確認できます。

*マイナンバー（個人番号）カードの交付申請が集中した場合、町からの交付が遅れる可能性があります。確定申告を控えた時期に有効期間満了を迎える方で、有効期間更新を希望する方は、12月22日（火）までに手続きしてください（有効期間内であれば、平成28年1月以降でも、電子証明書は

個人番号カードを取得するまで利用可能です。マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の交付について

マイナンバー（個人番号）が記載された住民票は、住民票コードの取扱いと同様、その機密性の高さから、本人または同一世帯員以外の方への直接交付はしていません。代理人の方がマイナンバー（個人番号）記載の住民票を請求される場合は、次の書類が必要になります。

*委任状・マイナンバー（個人番号）入りの住民票を請求する旨の記載があるもの。マイナンバー（個人番号）が必要な理由、提出先等を詳しく記入してください。

*代理人の本人確認書類・免許証・パスポート・住基カード等顔写真付きのもの
*返信用封筒・切手が貼ってあり、本人の住民票上の住所が書いてあるもの（※）

※マイナンバー（個人番号）が記載された住民票は、代理人には直接交付せず、本人の住民票上の住所に小川町役場から郵送（転送不要）で送付します。

問合せ

- ◆マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- 平日9:30～22:00、土・日・祝日9:30～17:30（12月29日～1月3日を除く）
- ◆マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178
- 平日9:30～22:00、土・日・祝日9:30～17:30
- ◆IP電話等 ☎050-3816-9405
- ◆外国語対応 ☎0570-20-0291
- ◆マイナンバー（個人番号）カード交付についての問合せ
- ◆小川町役場町民生活課 戸籍年金グループ ☎141-146（平日8:30～17:15）

マイナンバー制度 今後の予定をお知らせします

平成28年1月から マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します

- *年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告の税の手続等、法律で定められた事務に限り、マイナンバーが利用されます。
- *民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務等、法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取扱います。

制度実施の流れ

平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続でマイナンバーの利用開始
- 申請者に個人番号カードを交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も含めた情報連携開始

（参考）法人には、平成27年10月から法人番号が通知されています。

問合せ ◆制度について 総務課 ☎1212

平成28年1月から 各種申請書や届出書等の様式にマイナンバー（個人番号）の記入欄が設けられます

町民生活課・福祉介護課・健康増進課

マイナンバーは、皆さんの手続きを確実に進めるために必要な事項です。自分のマイナンバーを「通知カード」や「個人番号カード」、「住民票（個人番号入り）」で確認して記入をお願いします。

また、手続の窓口等で、個人番号と本人確認をするために通知カード等と本人確認書類の提示を求めることがありますので、手続きの際は必ずカード等をお持ちください。

個人番号と本人確認の例として

- ①「通知カードまたは住民票（個人番号入り）」と、「運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳等、パスポート等を1点」
- *運転免許証等がない場合：「通知カードまたは住民票（個人番号入り）」と、「保険証、年金手帳など公的機関発行のものを2点」

②個人番号カードなら1枚のみ

問合せ

- ◆町民生活課 国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 ☎147-149
- ◆福祉介護課
- 社会福祉担当 ☎355、障害福祉担当 ☎155、
- 介護保険担当 ☎162
- ◆健康増進課 保健衛生担当 ☎74-2323

平成28年1月以降の公金の受領にはマイナンバーの提供をお願いします

平成28年1月以降に各種委員報酬や講師謝礼、不動産使用料など源泉徴収の対象となる支払いを受ける個人の方は、法定調書（源泉徴収票、支払調書等）に記載する必要があります。マイナンバー（個人番号）の提供と本人確認書類の提出をお願いします。

問合せ ◆会計課 会計担当 ☎111